

生命保険を活用した成年後見制度普及策の提案

市民後見人養成講座アンケート結果より



生活研究部門 宮内 康二

miyauchi@nli-research.co.jp

わが国の高齢化率は昨年10月時点で21.5%に達しさらに上昇している。こういった中で、認知症の罹患率が急速に高まる後期高齢者の場合、介護サービスに加え、福祉契約や財産管理面における判断能力の低下をいかに補ってゆくかは大きな課題である。例えば以下のような事例は今や極めて身近な問題となってきた。

例1 認知症の父の入院費用がかさんできました。父親名義の金融商品を解約し資金を作りたいと思い金融機関へ行きましたが、相手にされません。どうすれば良いのでしょうか？

例2 認知症の母が、悪質な住宅リフォームなどの契約を結ばされないか心配です。

上記の例のような場合、成年後見制度を利用すれば、認知症の親に代わって金融商品を解約し入院費用にあてることができる。また、悪徳商法にかかっても、時間をさかのぼって契約そのものを取り消すことができる。

このように有効な成年後見制度であるが、利用者は今のところ極めて限られている。原因として、広報不足で制度そのものが知られていないことに加え、利用しなくてもまだ大丈夫という考え、制度が複雑で面倒、などが考えられるが、後期高齢者が気軽に制度を利用することが

できるように、まずは制度の認知度を上げると共に、需要に応える受け皿作りを市民レベルで展開することが必要となっている。

本稿では、制度の広報活動を兼ね開催した市民後見人養成講座におけるアンケート結果をもとに、これからの成年後見制度に欠かせない重要課題と指摘される人材育成と報酬問題の解決策について、保険会社の関りのあり方も含めて考察し提案する。(成年後見制度の類型と事例については附属資料を参照頂きたい。)

1——後見実務の実際と課題

1 | 後見人の仕事

後見人に選任されると、本人の生活状況に基づき月次の収支予定を立てる。月数回の電話や訪問を行いながら日常的に本人の健康や生活状態を把握し、図表-1にあるような後見職務を粛々と遂行していく。

後見人は、親族や市区町村長の申し立てを受けた家庭裁判所により選任される。親族間にトラブルがないことが想定される場合、親族が選任されることが多い。弁護士、司法書士、社会

[図表-1] 後見人等の主な職務

①	日常生活の把握
②	健康状態の把握
③	本人を取り巻く人間関係の調整
④	年金や預貯金の管理
⑤	医療費や水道光熱費の支払い
⑥	不動産の管理
⑦	賃借不動産の契約更新・解約等
⑧	住居の選定
⑨	相続に関する事項
⑩	消費者被害の防止
⑪	医療行為に関する同意
⑫	死後の手配や事務
⑬	各種情報集

(注) 現行制度上、⑪と⑫は後見人の職務とされていないが、実際は行わなければならないことが多い。

福祉士等の専門職が選任されるのは、身寄りがない、高額取引が想定される、遺産を巡り親族トラブルが想定される、などの場合である。現状、後見人の8割が親族、2割が専門職である。

2 | 後見人の仕事ではないもの

①介護実務

オムツ交換や食事を作るなど、介護実務は後見人の職務ではない。本人に判断能力があればこのような介護サービスを購入したであろうと判断し、手配と手続きを行うのが後見人の仕事である。

②保証人

賃貸住宅や施設入所の際、保証人になることを求められることも多い。しかし、事故等に対する賠償は預かっている本人の財産から支払うことを相手方に納得させれば良いので、後見人であるからといって必ずしも保証人になる必要はない。

③葬式

「後見人は、本人が活着ている間のサポーターである」という考えから、本人が亡くなつてからのことは後見人の職務外とされている。しかし現実には、本人に身寄りがない、あつても疎遠な場合には、遺体の引き取りや葬儀手配を後見人が行わなければならないこともあるだろう。そればかりでなく、立て替えた葬式代を遺産を巡り登場した親族に請求しても、「それは好意で行った」という主張で支払われない専門職後見人も少なくないといわれる。

④医療同意

ドイツでは、死亡の危険のある手術などを除き、通常の医療行為については後見人に同意権が与えられている。

日本では、医療に関する同意権は付与されていないが、「インフルエンザの予防注射をうちますが宜しいですか?」、「手術をしますが同意

して頂けますか?」というように、医療サイドから同意を求められることは少なくない。

後期高齢者の2人に1人は病気を有しており、有病者の平均疾患数は8個ともいわれる。薬の数も多い。薬が多ければ、その分、副作用も起こりやすいので、薬に対する同意を求められることもある。医療費も相当額となる。家計管理において、相当額に達する医療費等の支出は、後見人としてコントロールが必要になってくる。

後見人に対する医療同意権の付与については難しい問題である為か事実上具体的検討が先送りされてきており、市民後見人養成講座のカリキュラムでも具体的には扱われないことが多い。しかし、実際の必要を考えれば、例えば以下のようなケースに対応する為には、日頃から、医療関係者を交えた判定会議やセカンド・オピニオンの実際を学習、体験しておく必要があるのではないだろうか。

事例：認知症患者のがん手術

手術をすれば長生きすることが見込まれ、本人も手術を拒否していない。しかし家族は、人工肛門を設置するなど、術後の介護負担が重くなることを理由に手術に同意しない。このため手術が頓挫している。本人に判断能力があればどのようにするだろうか。本人に不利益が及ばないことに注力し、後見人としてどうすべきか。

2——求められる担い手養成

現在、司法書士、社会福祉士、弁護士などが、所属団体において専門職後見人として養成され、裁判所からの依頼に応え後見活動をしている。

1人の後見人がサポートできる被後見人は多くても10名程度といわれることから、各所属団体で後見人として登録されている専門家（あわせて1万人弱）全てが後見人になったとしても

10万人しかサポートできない。

これに対し、認知症高齢者は既に200万人を越え、増加の一途を辿っている。高次脳機能障害者、知的障害者、精神障害者を加味すれば、成年後見制度を利用すべき人は既に500万人を越えている。一人暮らし高齢者、将来に不安を抱く高齢者も当該制度を利用すると考えると、潜在利用者は1000万人を越えるであろう。

このことから、現在は20万人程度の利用である当該制度に対する需要が顕在化した場合、担い手不足の問題は制度の根幹を崩すこととなる。

同様の制度をもつドイツでは、専門職後見人に加え、100万人のボランティアが名誉職世話人として後見活動を展開している。世話人（日本でいう後見人）の募集、養成、管理を行う社団法人世話人協会も主要地域に整備されている。また、他のEU諸国でもドイツを参考に、市民が後見人として活動するモデル事業が始まっている。アメリカでも後見人を広く養成、認定、紹介する団体が存在する。

こうした中、日本でも、自治体やNPOにより市民後見人養成講座がようやく始まりつつある。

3——「市民後見人養成講座」の開催

筆者は東京大学総括プロジェクト機構ジェロントロジー寄付研究部門のメンバーとして、2008年1月から3月にかけて釧路、札幌、金沢、松本、前橋、大宮、千代田区、港区、目黒区、三鷹、町田、名古屋、大阪（2箇所）、愛媛、鳥取、下関、福岡の19箇所にて、市民後見人養成講座を実施した。

一般になじみの薄い講座であることから、地域新聞へ講座開催の記事掲載を依頼した。福祉や消費者問題を扱う地域NPOへビラの配布も行った。結果的に受講者は、全体で440名、一箇所平均23名の受講者が集まった。

受講者を年代別に見ると、60歳代が最も多く全体の4割を占めた。続いて50歳代が3割、40歳代と70歳代がそれぞれ1割であった。性別では女性54%、男性46%と女性が若干多かった。

受講者の職業は、主婦や退職者に加え、会社員、税理士、司法書士、行政書士、社会福祉士、ケアマネジャー、介護福祉士、介護ヘルパー、保健師、看護師、薬剤師、栄養士、鍼灸師、精神保健衛生士、社会福祉法人理事長、地方公務員、団体職員、地域包括支援センター、消費生活相談専門員、民生委員、地方議員、土地家屋調査士、建築士、FP、社会保険労務士、産業カウンセラー、NPO会長、不動産業、自営業、保険外交員、損害保険代理店、信用金庫職員、教員、など多岐に亘った。職業は多岐に亘るが、「身近に成年後見制度を利用すべき人がいるが、しっかりと勉強する機会がなかった」という共通点が講座冒頭の自己紹介で見られた。

成年後見制度の内容や後見実務の実際を正確に理解してもらうため、講師には、各地域で後見実務に携わっている司法書士、社会福祉士、弁護士、精神科医、地域包括支援センター、元家庭裁判所調査官、教員などに依頼した。

養成講座の主な内容（6時間×3日間）

①成年後見制度について

制度の理念と仕組みを理解する。

②申立ての流れについて

家庭裁判所の機能とともに、申立ての実務、市区町村長申立てについて理解する。

③関連制度について

介護保険制度や知的障害者、精神障害者等に対する様々な社会資源を知る。

④対象者について

障害の理解とともに、ビデオ視聴などを通じ、対象者と接する際の基本的態度を学ぶ。

⑤後見実務の実際について

具体的事例などを通じて、身上監護・財産管理の実際（後見人としてできる事やできないことなど）を学ぶ。

⑥事例検討

想定事例を基に後見活動の方針を考える。各自事前課題として取り組み、最終的に、グループで一つの方針にまとめていく。

4——アンケート結果と考察

1 | 受講後の感想

「講座に対する印象を一言で」、という問いに対し、以下のような回答が見られた。

- ・認知症への考え方が変わった
- ・自分のことは自分で守る
- ・義父と今後のことを話すことができた
- ・後見業務は多岐にわたる
- ・親族後見人の場合、制度を理解していない親族とはもめる種になると思った
- ・費用が支払えない人の救済方法が必要
- ・悪徳NPOが任意後見制度を利用している
- ・金融機関などの対応が不十分な中では制度利用者の増加は難しい
- ・自分も役に立つのであれば後見人をやってみたい

2 | 親族の後見人になるとしたら

親族の後見人になる場合、図表-1であげた後見人の職務内容に対し、総じて9割前後の確率で「できる」という回答が見られた。

但し、本人を取り巻く人間関係の調整、相続に関する事項など、複数の人間が関与する行為については「できる」割合が7割程度に下がっている。

親族といえども、あるいは親族だからこそ、人間関係の調整が難しいことがわかる。親族内のもつれをほぐすには、冷静な第三者の関与が

必要になる。親族の誰かではなく、第三者が後見人となり、親族は後見監督人になることで円滑に事が進む場合も考えられる。

〔図表-2〕 親族の後見人になる場合（％）

【後見人としての主な職務】	できる	できない	無回答
医療費や水道光熱費等の支払い	91.1	5.1	3.7
日常生活の把握	87.4	9.8	2.8
健康状態の把握	86.0	11.2	2.8
年金や預貯金の管理	86.0	11.2	2.8
各種情報収集	82.2	13.6	4.2
死後の手配や事務	80.4	15.9	3.7
貸借不動産の契約更新、解除等	79.9	16.4	3.7
住居の選定	79.4	17.3	3.3
消費者被害の防止	78.0	18.7	3.3
医療行為に対する同意	75.2	22.0	2.8
不動産の管理	74.3	22.4	3.3
本人を取り巻く人間関係の調整	68.2	28.0	3.7
相続に関する事項	66.8	29.9	3.3

3 | 第三者の後見人になるとしたら

第三者の後見人になる場合、親族の後見人になる場合より、後見人として自分ができると回答する割合が低くなる傾向が顕著に見られた。

中でも医療行為に関する同意が最も難しいと感じており、続いて、本人を取り巻く人間関係の調整、相続に関する事項、死後の手配や事務、不動産の管理、等が難しい順番で並ぶ。

このことから、市民が第三者の後見人になる場合、特に上記の職務内容については、信頼できる専門家あるいは法人と組みながら、被後見人を護る方法が望まれる。

〔図表-3〕 第三者の後見人になる場合（％）

【後見人としての主な職務】	できる	できない	無回答
医療費や水道光熱費等の支払い	84.6	10.3	5.1
年金や預貯金の管理	72.9	22.0	5.1
各種情報収集	69.6	22.9	7.5
消費者被害の防止	64.0	29.4	6.5
健康状態の把握	63.6	29.4	7.0
日常生活の把握	62.6	30.4	7.0
貸借不動産の契約更新、解除等	60.3	32.2	7.5
住居の選定	58.4	35.5	6.1
不動産の管理	52.3	40.7	7.0
死後の手配や事務	46.7	46.7	6.5
相続に関する事項	38.3	54.7	7.0
本人を取り巻く人間関係の調整	35.0	57.0	7.9
医療行為に対する同意	30.4	63.1	6.5

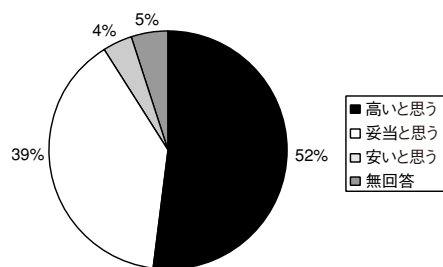
病気や要介護である不健康期間は約7年、認知症を発症してから平均寿命は約3年といわれる。後見人が被後見人より長生きするとは限らないので、2000年の改正により、複数の後見人で護ることや、法人で受任し担当者制にして護ることが可能となっている。複数で護ることには、時間的継続性のほか、負担の軽減、判断の妥当性、実務の透明化、などの観点からもメリットが大きい。

4 | 申し立てから審査費用

制度を利用する際の申し立てから審査にかかる費用として10万円弱を要する。内訳は、審査段階での医師による精神鑑定費用が7万円程度、その他印紙代等である。本人の判断能力が相当低い場合、申し立て時の医師の判断により審査段階での精神鑑定が不要となり、精神鑑定費用が割愛されることもある。

こうした費用水準について、高いとする人は5割強、妥当とする人が4割弱である。申し立てや審査の実務を考えると、客観的に見て10万円は妥当であろう。これを高いとするのは、自分のお金で支払うからではないだろうか。

【図表-4】 申し立て費用



介護保険により介護サービスが措置から契約へ移行された。契約に必要となる判断能力が衰えている高齢者を想定し、契約における判断能力の衰えを補う新しい成年後見制度も同時に誕生した。こうして、介護保険を申請動機とする成年後見制度の申し立てが見られるようになったのである。

成年後見制度利用者のうち、介護保険を申し立て事由とする人は今のところ1万人程度である。このことから、当該部分に関する申し立て費用は10万円×1万人で10億円程度となる。

成年後見制度の申し立てと介護保険の要介護認定は、位置づけおよび内容が似ていることから、社会保険化されている介護における要介護認定の費用部分を試算してみよう。かかりつけ医の意見書（5千円）、要介護認定審査会（2万円程度）などで3万円程度となるであろう。要介護認定者が500万人であれば、3万円×500万人で、介護保険における要介護認定にかかる費用の総額は1500億円規模と推計される。

介護保険を申し立て事由とする成年後見の申請にかかる10億円は決して少額ではないが、介護契約を補完する成年後見制度の意味合いに鑑み、切り分けて運用されている介護保険の申請費用に吸収できないものであろうか。

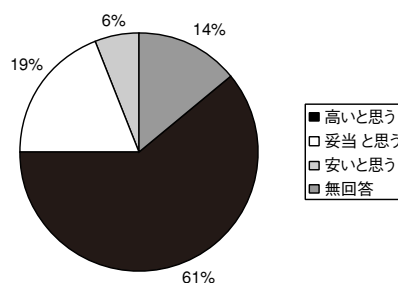
5 | 後見人に対する報酬

後見人に対する報酬は、年間活動記録を家庭裁判所に提出することで、請求の申し立てをすることができるというルールになっている。

認められれば、交通費や通信費などの実費とは別に、およそ月額2千円から数万円の報酬を、預かっている口座から引き落とすこととなる。

報酬額は、手間賃や専門性によって決まるといふより、被後見人の資産残高や余命等を勘案して決定されることが多い。なお、親族が後見人で遺産を受け取ることが予定されている場合

【図表-5】 後見人に対する報酬



には、請求しても実費以外は認められないことが多い。このような報酬額について、約6割が妥当、約2割が安い、1割強が高いと回答している。安いと回答した人は男性あるいは金融系の資格保有者、高いと回答した人は女性あるいは福祉系の資格保有者、という傾向が見られた。

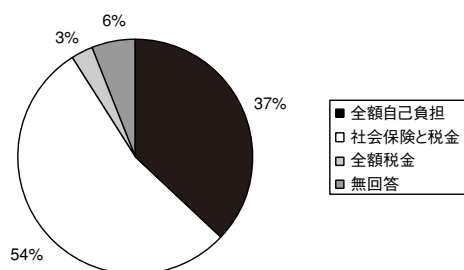
専門職後見人の多くは現在の報酬に満足していない。1件月2万円で10件受任しても20万円の月収であるから、後見業務を専門として生計を立てることは難しい。かといって、本業の片手間やボランティアで行うには荷が重い。

このまま低廉な報酬体系が続くことは、後見人の善良さを結果的に損なわす原因になりかねない。制度の安定運用のためには、家庭裁判所による不透明な裁量ではなく、職務内容に応じた報酬の標準化が不可欠であろう。

6 | 成年後見制度にかかる費用負担について

申し立てや報酬など、成年後見制度にかかる費用を、そもそも被後見人が個人負担すべきか、社会全体で負担すべきか尋ねたところ、5割強が介護保険のように社会保険と税金を財源にするのが適切と回答している。一方で、全額自己負担が適切とする人も4割弱ある。

〔図表-6〕 成年後見制度にかかる費用負担



全額自己負担が適切とする人の考え方は、「財産管理などの後見業務は、比較的富裕層に限定された問題であり、その費用まで社会負担化するのは適切ではない。」というものである。であるならば、むしろ成年後見の身上監護業務ならびにそれに付帯する財産処分を、介護保険や医

療保険に付帯する業務と考え、その費用を保険給付化することを検討すべきではないだろうか。そうすることで、「成年後見制度は、家制度に基づく、お金持ちの財産管理のためにある」という旧態依然とした偏見が是正され、当該費用を保険化することへの気運が高まると考える。

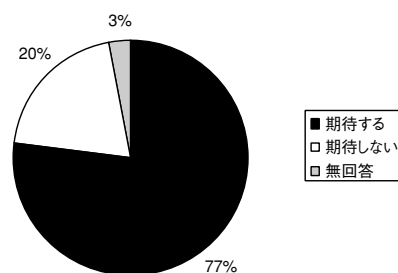
実際ドイツでは、成年後見にかかる費用は社会保険化され、財源が枯渇するほど需要が高い。

65歳以上の約15%、80歳以上のおよそ3割、要介護高齢者の約半分、特別養護老人ホーム入所者のおよそ8割が認知症となっている中で、医療、福祉、住宅、金融等に関する契約や支払い等のサポートを担う21世紀の成年後見制度は、多くの人にとって他人事ではない。その主たる内容は身上監護であり、20世紀型の単なる財産管理では決してない。また、このような後見制度にかかる費用の社会保険化が難しい現状に鑑みると、身上監護がメインである成年後見制度の費用支弁に資する民間の後見保険といったものも考えられよう。

7 | 民間の後見保険への期待

先のアンケートでも試みに民間保険商品としての後見保険（仮称）への期待を尋ねたところ、約8割から「期待する」との回答が寄せられた。

〔図表-7〕 民間の後見保険に対する期待



認知症等により判断能力が下がることは、必要なサービスを選択、購入することができないという点において、契約社会における「死亡」を意味すると考えよう。必要なサービスを選択、購入、継続することができないということは、

基本的人権が尊重されないという理念的な面ばかりでなく、悪徳商法や詐欺に対して丸腰で臨まざるを得ず、結果的に相当な金額を搾取されるなど犯罪の被害者になりうる危険性を孕んでいる。また、医療をはじめとした基本サービスを適切に購入・利用できず、結果的に心身症状の悪化に繋がったり、必要な保険給付の請求漏れなど、実質的不利益を蒙ることにもなる。契約能力の欠如によるこのような各種損害を補うため、成年後見制度の利用にかかる費用はその他の介護費用と同様、保険の仕組みの対象になり得ると考えることができる。

講座を受講した人の約8割からの期待が寄せられた後見保険について、実務的には既存の医療保険・介護保険・事業承継・指定代理人制度などに連動させた「後見費用特約」などの形で提供を検討することを保険業界に提案したい。

8 | 成年後見に連動する保険信託の可能性

申し立て費用や報酬を自己負担しなければならないことばかりでなく、成年後見制度には制約が多い。そもそも成年後見制度は、判断能力が下がらないとサポートできないうえ、サポートできる職務範囲に限りがあるほか、報酬を含め裁判所の裁量部分が大きい、など、必ずしも本人（顧客）のニーズに対応できない硬直性を有している。また、申し立て費用や報酬等を被後見人の口座から「現金」で支払わなければならないことに対する負担感も少なくないとされる。こういったニーズを踏まえて前述の後見費用特約に加えて、任意後見に連動した福祉型保険信託なる事業を検討すべきではないだろうか。判断能力が下がる前から、将来の幅広いことについて協議しておき、いざその段階になったら、以降発生する費用等を、指定受取人が受け取る保険金から差し引く形で支払うという仕組みである。

つまり、成年後見制度の任意後見および補助類型を利用することで、自らの判断能力の衰えを補うことを任意後見人や補助人に依頼しつつ、成年後見制度で決められている範囲を超えた内容を併せて委託し、そのことの費用を将来受け取る保険金から差し引いて支払うために、自らが契約者となっている生命保険などを信託会社に信託するのである。

これにより、本人の親族であることが多い保険金受取人は、任意後見人や補助人と一緒に、本人の希望を最大限に尊重しながら、身上看護をベースに幅広く継続的に本人を護ることができる。

こうすることによって、受取人が高齢な配偶者の場合でも、受託会社が保険会社に請求してくれるので請求洩れの心配はない。保険会社の側でも、今後ますます問題になる可能性のある、認知能力に問題のある高齢者に対する給付金・保険金の適正な支払いのための事務コストを抑えることができるとともに、現金化のための解約を防止することができる、などのメリットが見込まれる。

このようなスキームに対する市民後見人養成講座受講者の声は概ね良好であるが、実際には存在しないものであることから「どれくらいの人が、どのような内容や条件であれば保険を信託するのか?」「運営はどのようにするのがいいのか?」などについては今後の検討や調査により明らかにしていきたい。

海外では、生命保険信託という商品が、一定富裕層から節税対策として人気のようである。日本では、節税対策としての生命保険信託は今のところ一般化しておらず、税制も異なっているため節税効果が得られるかどうかは明らかではないが、海外での人気は単に節税効果のみによるものでは無いと思われ、我が国に於いても商品としての工夫如何によっては人気を博する可能性はあろう。

勿論保険以外の不動産等を信託することで、老後の不安解決を依頼する際の費用を捻出する方法もあるが、先に述べたように21世紀の成年後見制度のメインは身上監護であり、その内容は保険給付の内容に関わるものが多いことから、ここでは保険を信託することの意義を強調しておきたい。

市民後見人が不適切な行動をとった場合の賠償はどうするのか？これについても保険を信託することで一定の効果が期待されよう。後見人になる人が自らの加入している保険を信託し、何かあればその契約から得られる保険金・給付金や解約返戻金を損害賠償に充てる制度も考えられるのではないかな。これにより、実質的な身元保証保険的な効果が生まれ、後見人に必須の社会的信頼を具備することができる。家制度の概念に基づき信頼される親族後見人、所属団体の管理監督に基づき信頼される専門職後見人、の間に位置する市民後見人にとっても保険信託の機能性は高い。

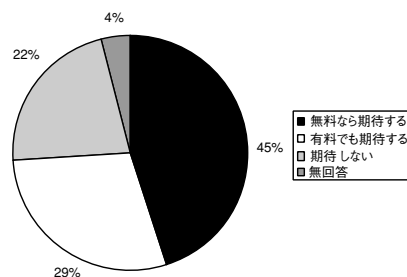
いずれにせよ、保険会社が本業に付帯する業務として当該分野に参入することができれば、成年後見制度は、本人や顧客ニーズをより満たすものに発展するだろう。

9 | 保険会社からの情報サービスへの期待

成年後見制度に関連する保険商品や信託事業まで到達しなくとも、成年後見制度普及に関するセミナーや後見活動に関連する地域のネットワークを作ることは、保険会社にとってそれほど高いハードルではないであろう。

そのような情報サービスを保険会社が提供することに対する顧客ニーズは約8割に上る。うち4割近い人が「有料でも期待する」と回答しているので、折角体制を作っても暖簾に腕押し、ということにはならないと思われる。

〔図表-8〕 保険会社からの情報サービス



市民後見人養成講座において、成年後見制度に関連する情報に対する期待が多く見られたことから、保険会社が有する地域営業拠点を活用し、成年後見制度に関連する遺言、相続、信託、ライフプラン、介護、認知症、ボランティア活動、などに絡め、市民後見人養成講座やセミナーを開催することを推奨する。

セミナーをきっかけに消費者センター、地域包括支援センター（高齢者福祉）、相談支援センター（障害者福祉）、社会福祉協議会、医師、ケアマネジャー、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、NPO団体などの後見ネットワークの構築も望みたい。筆者自身現在顧客からの相談を受けた地域営業拠点が、顧客を地域の後見関連機関へ連携する仕組みづくりと試験的運用を都内で検討中である。

セミナーの実施やネットワーク構築を通じて得たノウハウを、営業教育や社員教育の場においても活用することができるだろう。休暇理由が親の後見や介護である保険営業職や、田舎に住む老親の心配をしている総合職も少なくないことから、従業員の福利厚生観点においても、企業内託児所と同じ発想で後見センターの機能を社内に持つことは、従業員満足度にもつながるのではないだろうか。

さらに健康保険組合が、判断能力が衰えた組合員に対して医療や介護を購入することをサポートすること、年金基金が、支給された年金が判断能力の下がった本人のために確実に使われるよう何かしらのフォローアップをすること、

なども構成員の潜在ニーズに応えることになるかもしれない。実際、いくつかの健保組合や年金基金関係者から関心が寄せられている。

10 | 後見実務関連企業OB・OGの出番

金融・医療・福祉・住宅など後見業務に関連する業界を退職した元気シニア、介護等の経験を持つ主婦等の市民であれば、現役時代の知識や技術を活かしながら、社会的意義と一定の報酬を得ながら活躍する市民後見人となることができるだろう。

ある生保会社のOB・OG会に市民後見人養成講座のお知らせを流したところ、「OB会行事の多くは旅行やカラオケなど、お楽しみ会的なもので退屈していた。今回の記事を見て、自分のためにも社会のためにもなるとワクワクした。市民後見人養成講座に参加するのはもちろん、一緒に講座を運営し、その後の活動に繋げていきたい。」という有り難い発言を少なからず頂いた。

図表-9においても、市民後見人養成講座の受講動機の2番目に、自分が社会に貢献するためという前向きな回答が見られるのは、うれしい限りである。

制度の担い手不足の解決策であると同時に、制度を身近なものにする市民後見人活動は、金融・医療・福祉・不動産業界を退職したOB・OGを中心に、営業畑で人と会うことを得意とする元気シニアにとっては退職後の天職の一つと言えよう。

【図表-9】 市民後見人養成講座受講動機 (%)

工作上、制度を理解・紹介・利用する必要があるから	53.7
自分が社会に貢献するため	45.3
制度を利用して家族や親族を護るため	44.4
自分の将来に備えて	40.7
その他	8.4
無回答	0.5

11 | 市民後見人養成講座に対する大学の関与

高齢化に対応する社会教育や公開講座の一環

として、市民後見人養成講座を、大学の法学部、医学部、看護学部、経済学部、などの複数学部が、社会福祉協議会や地域包括支援センターほかの後見関連機関と共同して定期的に開催するのはいかがだろうか？

文部科学省に「社会人の学び直し」という公募案件があるが、当該講座は当にそれに該当する内容であろう。

5——結び

成年後見制度については企業、市民、大学からの積極的関与は今まであまり見られなかった。長寿社会のインフラ整備を皆で行うことに異論がないのであれば、認知症等の理由により判断能力が下がった人の契約行為を支えるために、介護経験のある主婦層、後見実務に関連する業界の退職者を中心とした元気シニアにおいては、自らの経験を活かしつつ、市民後見人として一肌脱いで頂きたい。

そのような人材を広く普く養成するために、全国の大学には、市民後見人養成講座を地域の後見関連機関とともに開催することを望む。

各地域で養成された市民後見人を更にサポートする人材バンクも立ち上げなければいけない。これについては、OB・OGの活躍を支援するということで、保険会社を中心に後見実務関連企業からの各種サポートを期待する。

さらに、生活をサポートするために財産を引き受ける信頼性の高い信託会社も設立しなければならない。これについては、後見実務関連企業の本業に資する事業として、後見実務関連企業からの出資や業務委託を期待する。

成年後見制度の普及に資する広報（認識）不足、人材不足、報酬問題の3つの課題が、このように解決されて始めて当該制度が、生活者のものになる。その暁には、ドイツという世話人

協会の機能を持つ市民後見人協会と、財産管理や利殖ではなく、生活や福祉を目的として財産を引き受ける民間の信託会社が、両輪となって制度を支えてゆくようになるであろう。

そうになってこそ、急増することが見込まれる後見事案について、公で行うべき案件と、公以外でできる案件に分けられ、これにより護られるべき人が広く適切に護られる社会が実現する。

本稿での提案を具体的に検討、実践するための市民後見人養成講座を今年度も12月から2月の間に全国数箇所で開催する予定である。ご興味のある方は、是非ご一報頂きたい。

附属資料

1. 成年後見制度の枠組みと類型

判断能力が衰えた場合に備え、この人にこのことを頼みたいという自らの意思を、公証役場に届け出て備えておくのが成年後見制度の「任意後見」である。「自己決定権を尊重する」という理念の元、2000年に改正された成年後見制度の目玉である。

既に判断能力が衰えている人を支えることについて、家庭裁判所に申し立てるとともに、審判を経て後見事務を行う仕組みを、成年後見制度の「法定後見」という。法定後見は、護られる人の判断能力に応じ後見、保佐、補助の3類型に枝分かれする。

〔図表－10〕 制度の類型と判断能力



2. 類型ごとの事例

成年後見制度は実際、どのような際に利用され、どのような効果を持つか。以下に、類型ごとの事例を紹介する。

①任意後見

本人（75歳、男性）は、長年にわたり自己の所有するアパートの管理をしていたが、70歳の誕生日を機に、判断能力が低下した場合に備え、長女との間で任意後見契約を結んだ。

3年後、本人は脳梗塞で倒れ、左半身が麻痺するとともに認知症の症状が現れ、アパートを所有していることさえ忘れてしまった。このため、任意後見契約の相手方である長女が任意後見監督人選任の審判の申立てをし

た。申し立てを受け家庭裁判所は、審理を経て、弁護士を任意後見監督人に選任した。

その結果、長女が任意後見人として、アパート管理を含む本人の財産管理、身上監護に関する事務を行い、これらの事務が適正に行われているかどうかを任意後見監督人が定期的に監督するようになった。

②法定後見-補助

長男と二人で暮らしている軽度認知症の女性（80歳）は、最近米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになった。長男が日中仕事で留守の間に、訪問販売員から必要のない高額の商品を何枚も購入してしまった。

困った長男が家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをし、併せて本人が10万円以上の商品を購入することについて同意権付与の審判の申立てをした。

家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、長男が補助人に選任されて同意権が与えられた。その結果、本人が長男に断りなく10万円以上の商品を購入してしまった場合には、長男がその契約を取り消すことができるようになった。

③法定後見-保佐

本人（73歳、女性）は1年前に夫を亡くし一人暮らしをしていた。以前から物忘れが見られたが、買物の際に一万円札を出したか五千円札を出したか、分からなくなることが多くなった。日常生活の多くに支障が出てきたため長男家族と同居することになった。

隣県に住む長男（46歳）は、本人が住んでいた自宅が老朽化しているため、この際実家の土地や建物を売りたいと考え、成年後見制度の保佐開始の審判を申立て、併せて土地、建物を売却することについて代理権付与の審判の申立てをした。

家庭裁判所の審理を経て、本人について保佐が開始され、保佐人に選任された長男は、家庭裁判所から居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却する手続きを進めた。

④法定後見-後見

アルツハイマー病男性（57歳）は、5年程前から物忘れがひどくなり、勤務先の直属の部下を見ても誰かわからなくなるなど、社会生活を送ることができなくなった。日常生活においても、家族の判別がつかなくなり、その症状は重くなる一方で回復の見込みはなく、2年前から入院している。

ある日、本人の弟が突然事故死し、本人が弟の財産を相続することになった。弟には負債しか残されておらず、困った本人の妻が相続放棄のために、後見開始の審判を申し立てた。

家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始され、夫の財産管理や身上監護をこれまで事実上担ってきた妻が成年後見人に選任され、妻は相続放棄の手続きをした。

（以上、家庭裁判所ホームページより）